

## 経緯（法令改正等）

### 【国の動向】

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題がある。  
（一つの世帯に複数の課題が存在。8050世帯や、介護と育児のダブルケア、世帯全体が孤立等）

▼属性別の支援では**複合課題等への対応が難しい**

▼各市町村で属性を問わない包括的窓口の創設の動きがあるが、**交付金は分野ごと（各制度毎の経費に按分等、事務が煩雑）**

◆社会福祉法を改正し、重層的支援体制整備事業を創設

- ・市町村が実情に応じて支援体制を構築
- ・介護、子ども、障害、生活困窮の分野の相談支援、地域づくりにかかる**既存の補助金を一体化。重層的支援体制の強化に資する新たな機能部分も一括交付**
- ・新しい窓口をつくるのではなく、**既存の枠組みを活かして**つくる。

## 事業概要

既存の相談支援などの取組を活かしつつ、地域の様々な支援ニーズに対応する包括的相談支援体制を構築。以下を一体的に実施

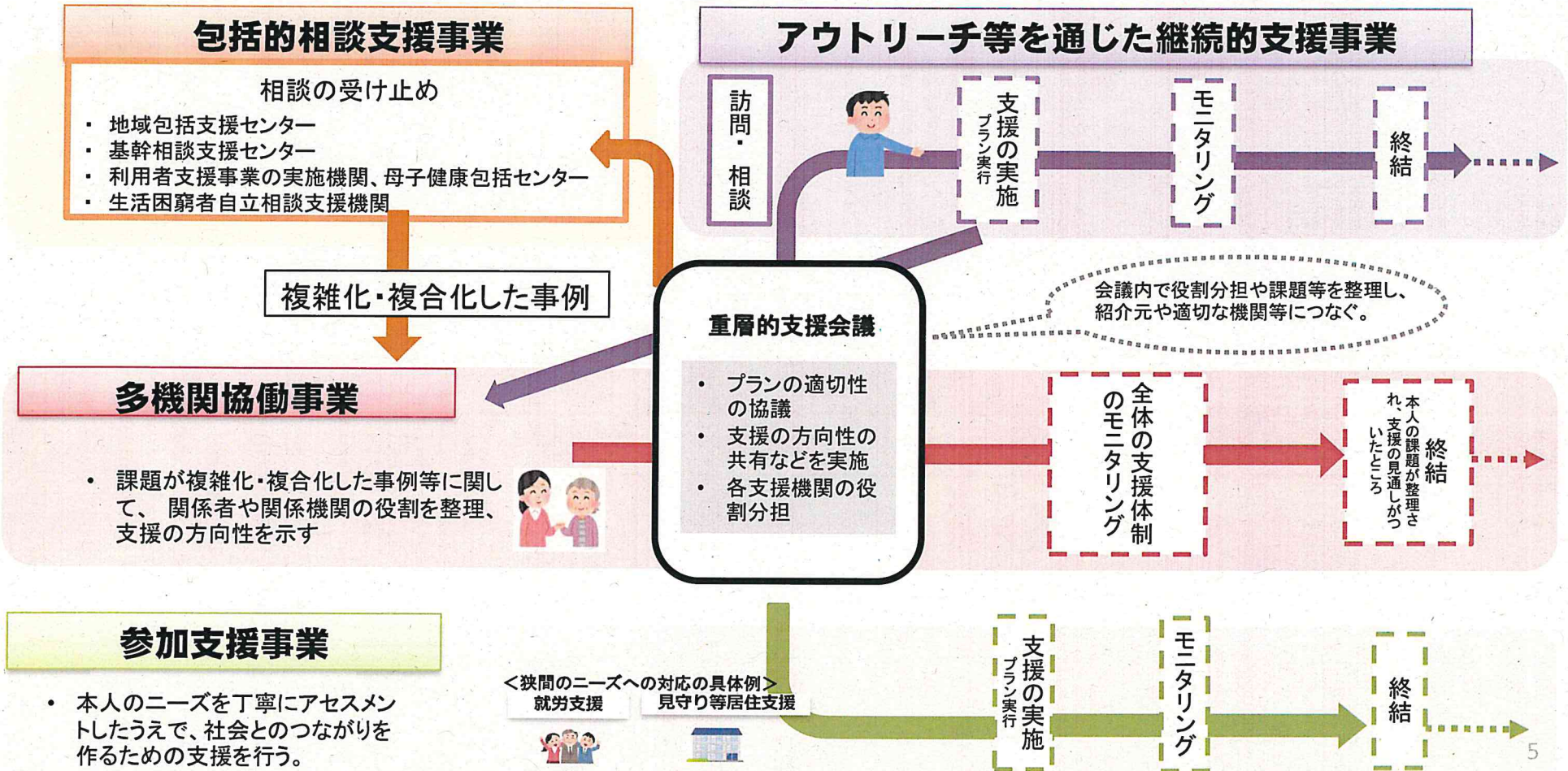
	機能	既存制度の対象事業等
①	<b>相談支援</b>	介護・障害・子ども・困窮の相談支援
②	<b>地域づくり</b> に向けた支援	介護・障害・子ども・困窮の整備等事業
③	参加支援 → <b>社会とのつながりの回復</b> に向け、就労支援や見守り等の支援を提供	<b>新規</b>
④	アウトリーチ等を通じた継続的支援 → <b>訪問</b> 等で継続的につながりを持つ	<b>新規</b>
⑤	多機関 <b>協働</b> →支援関係者全体を調整	<b>新規</b>
⑥	支援プランの作成 → <b>重層的支援会議</b> でプラン作成	<b>新規</b>

## 実施に向けて

- ・各相談窓口では複合的な課題を抱えている相談は日常的にあり、既に、必要に応じて関係課・関係機関等、**多機関が協働**しながら支援を行っている（⑤機能）。また、既に、**福祉総合相談窓口**も設置している。
- ケース対応の中で、各窓口が連携しながら、**継続的訪問や見守り**、その他社会資源へのつながりを柔軟に行っている（③④⑥機能）。
- ⇒これらの現状を踏まえ**狭間のニーズを中心とした相談体制の在り方を検討**する。最終的には、必要な体制を整え、予算の組替、**事業計画の策定**の上（努力義務）、実施することとなる。

# 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることをめざす。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。





# 令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）②

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
愛知県	名古屋市	滋賀県	彦根市	兵庫県	姫路市	岡山県	岡山市	福岡県	福岡市	大分県	大分市
	豊橋市		長浜市		尼崎市		総社市		大牟田市		中津市
	岡崎市		近江八幡市		明石市		美作市		久留米市		臼杵市
	一宮市		草津市		芦屋市		西粟倉村		八女市		津久見市
	半田市		守山市		伊丹市		広島市		大川市		竹田市
	春日井市		栗東市		川西市		呉市		小郡市		杵築市
	豊川市		甲賀市		養父市		竹原市		古賀市		宇佐市
	豊田市		野洲市		加東市		三原市		うきは市		九重町
	犬山市		湖南市		奈良市		尾道市		糸島市		玖珠町
	稲沢市		高島市		桜井市		福山市		岡垣町		宮崎県
	新城市		東近江市	宇陀市	大竹市	大刀洗町	延岡市				
	東海市		米原市	三郷町	東広島市	佐賀県	佐賀市	小林市			
	大府市		竜王町	田原本町	廿日市市	長崎県	長崎市	日向市			
	知多市		京都市	高取町	海田町		五島市	三股町			
	岩倉市	亀岡市	王寺町	坂町	熊本県	山鹿市	都農町				
	豊明市	長岡京市	吉野町	宇部市		菊池市	門川町				
	日進市	精華町	大淀町	山口市		合志市	鹿児島県	鹿児島市			
	田原市	堺市	川上村	長門市		大津町		鹿屋市			
	みよし市	豊中市	和歌山市	周南市		菊陽町		中種子町			
	長久手市	高槻市	橋本市	徳島県		御船町		大和村			
	阿久比町	貝塚市	鳥取市	小松島市	嘉島町	和泊町					
	東浦町	枚方市	米子市	香川県	高松市	三重県	四日市市				
	美浜町	茨木市	倉吉市		さぬき市		伊勢市	伊勢市			
	武豊町	八尾市	智頭町		綾川町		松阪市	松阪市			
	三重県	富田林市	八頭町	琴平町	宇和島市		桑名市	桑名市			
		河内長野市	湯梨浜町	愛媛県	愛南町		鈴鹿市	鈴鹿市			
箕面市		琴浦町	高知県	高知市	名張市		名張市				
柏原市		北栄町		安芸市	亀山市		亀山市				
高石市		江府町	四万十市	鳥羽市	鳥羽市						
東大阪市		松江市	本山町	いなべ市	いなべ市						
東大阪市		出雲市	いの町	志摩市	志摩市						
交野市		大田市	中土佐町	伊賀市	伊賀市						
大阪狭山市		江津市	黒潮町	御浜町	御浜町						
阪南市		美郷町	島根県	三重県	御浜町	御浜町					
熊取町		吉賀町			御浜町	御浜町					
太子町		吉賀町			御浜町	御浜町					
太子町		吉賀町			御浜町	御浜町					

346自治体

## 社会福祉法（抜粋）

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、**地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため**、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、**重層的支援体制整備事業を行うことができる。**

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために**必要な環境を一体的かつ重層的に整備**する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの**相談に包括的に応じ**、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の**社会参加のために必要な便宜の提供**として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び**地域住民相互の交流を行う拠点**の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3～5 (略)

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 (略)

#### 【参考】社会福祉法施行細則(抜粋) <計画の記載事項>

(法第百六条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第三十四条の十 法第百六条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するための地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針

二 重層的支援体制整備事業として行う法第百六条の四第二項各号に掲げる事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

三 前号に掲げる事項の目標に関する事項

四 重層的支援体制整備事業の提供体制の確保に係る支援関係機関相互間の一体的な連携に関する事項